

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更（案）に対するパブリックコメント及び新潟市都市計画審議会の結果について

1 パブリックコメントの実施結果

(1) ご意見の募集期間

令和5年3月8日（水曜）～ 令和5年4月6日（木曜）

(2) 広報手段

- ①市報にいがた掲載
- ②市ホームページに掲載
- ③新潟都心のまちづくり「にいがた2km」ツイッターに投稿
- ④まちづくり推進課、各区役所、各出張所等で配布

(3) ご意見の提出状況

- ・意見提出者数：5名
- ・意見数：18件

(4) ご意見の内容

No.	項目	ご意見の概要
1	建物の高さに関する事	規制緩和し開発誘導する都市再生緊急整備地域内で景観計画により高さ制限を行うことはダブルスタンダードであり、特別区域を除外するか、または標準の高さは不要と考えます。
2		万代島エリアも萬代橋周辺エリアも高さの上限は145mとし、新潟の発展と風格のある景観形成に資する開発を誘導すべきです。
3		開発を促進する都市再生緊急整備地域内において、高さ制限をすることは都市再生特別措置法の趣旨に背くものであり、萬代橋周辺エリア、万代島エリアともに都市再生緊急整備地域内であることから、高さの上限をいずれも145mを標準とすべき。
4		信濃川や萬代橋は新潟市のシンボルであり新潟市のまちづくりには欠かせない重要な要素です。従って信濃川沿岸や萬代橋付近の景観はそれらとの調和が重要である一方、それらを活かしたまちづくりが望まれており、信濃川沿岸とりわけ都心部の都市再生緊急整備地域において条件付きの高さ制限緩和は必要であり、「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更（案）及び基準（案）は妥当であると思います。
5		萬代橋から見える遠景（弥彦山・角田山・夕景など）は、新潟特有の宝として守りつつづけるのが新潟市、新潟市景観審議会、市民にとって最重要課題の1つと考えており、萬代橋周辺エリアの高さの標準については、「やすらぎ堤沿いは50m以下を標準とする」と追加すべきと考えます。
6		50m以上の高いビルは威圧感があり、景観は損なわれると感じる。高層ビルで信濃川の視界を遮らないことも大切だと考えます。
7		信濃川対岸だけでなく、内陸からも花火を楽しむ方も多く、新潟まつりの花火が打ち上がる近辺には、高さ50m以上の建物は、認めないで欲しい。

7		信濃川対岸だけでなく、内陸からも花火を楽しむ方も多く、新潟まつりの花火が打ち上がる近辺には、高さ50m以上の建物は、認めないで欲しい。
8	高さ以外の基準に関すること	「高さは周辺の建築物の高さを考慮する」について、周辺建物の高さに揃えるように誘導するよりも、調和を図りながらも、ある程度の計画の自由度が許容されるべきであるので「スカイラインとしての調和を図ること」とすべき。
9		対岸等から見た場合の良好な景観形成を図るという趣旨から、見付け面積の算定において、やすらぎ堤の高さ以下の部分は対象外とすべき。
10		「信濃川に建築物の表側を見せること」について、「建物の表側」について定義が難しいため、「裏側を思わせるようなデザインとしないこと」とすべき。
11		「新潟市公共施設緑化ガイドライン」では、緑化率の基準値を25%としていることから、高さを緩和する場合の緑化率の上限値として25%とすべき。
12		萬代橋橋詰の開放感の基準について、国道7号に面する敷地について、国道の拡幅（敷地の一部を国道に提供）等を行った場合は、国道7号側の建物高さが多少高くても良いと考えるため、「ただし、国道側に十分な歩道幅員が確保できると認められている場合を除く。」とただし書きを追加すべき。
13		緑地やオープンスペース等を条件とした高さ制限の緩和は、信濃川を壁状に塞いでいる状況を是正し、隣棟間隔が広がることにより背後の街を感じやすくなるとともに街の緑や市民が川や萬代橋を眺め交流できる空間が増える。（ただし、市民が入ることができる場所にする必要がある） なお、緑地やオープンスペースが確保された後、適正な維持管理が担保される仕組みづくりや、やすらぎ堤を含むエリア全体が連携し持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。
14		その他の意見
15	建物の高さや高層部分の位置も重要であるが、全体のデザインや外壁の材料・色彩、建物の用途、やすらぎ堤との一体感、賑わいの創出等が重要であり、これらを考慮した質の高い民間開発が望まれます。	
16	高層ビルではなくとも素敵な都市づくりができるのではないかと思います。にいがた2kmで歩いて楽しいのは、様々なお店巡りや名所、白山神社からやすらぎ堤などの遊歩道、上古町商店街のような小さなお店がたくさんあるところなどで、ビルの周りの回遊歩道ではないと思います。	
17	高層ビルは「ビル風」により、近隣の建物に被害を及ぼしたり、歩行者が歩きにくくなる恐れがあります。周囲にビル風の影響を及ぼさないような配慮も講じていただきたい。	

18	<p>やすらぎ堤には自然があり、日当たりを妨げることで、市民の憩いの象徴である、樹木の生育にも影響を及ぼす可能性があります。現に、高層ビルのために、西堀周辺で、そのような事例があると聞いております。やすらぎ堤の樹木の生育等に配慮された建築物としていただきたい。</p>
----	---

2 新潟市都市計画審議会からのご意見

(1) 新潟市都市計画審議会の概要

都市計画法第 77 条の 2 の規定により、都市計画法でその権限に属せられた事項の調査審議及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する審議会。

(2) 新潟市都市計画審議会へ意見を聴く根拠等

景観計画に定める良好な景観の形成に関する内容は、都市計画の内容にも関係し、かつ、景観計画には、土地利用等に関する制限等を定めることができることから、景観法の規定により「都市計画区域内において景観計画を変更する場合は、新潟市都市計画審議会に意見を聴かなければならない」と規定。

(3) 令和 5 年 6 月 7 日開催 第 152 回 新潟市都市計画審議会からのご意見

各々の委員からは建物の高さや色彩の制限等の案に関して質疑等がありましたが、新潟市都市計画審議会としては、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更案に対して、「意見なし」となりました。(次ページ答申書ご参照)

新 都 審 第 4 号 の 2
令 和 5 年 6 月 8 日

新 潟 市 長 中 原 八 一 様

新 潟 市 都 市 計 画 審 議 会
会 長 岡 崎 篤 行
(事 務 局 都 市 政 策 部 都 市 計 画 課)



新 潟 市 都 市 計 画 審 議 会 へ の 意 見 照 会 に つ い て (答 申)

令 和 5 年 4 月 1 3 日 付 け 新 都 第 2 3 号 に よ る 意 見 照 会 に つ い て、令 和 5 年 6 月 7 日 に 開 催 し た 第 1 5 2 回 新 潟 市 都 市 計 画 審 議 会 で 審 議 し た 結 果、下 記 の と お り 答 申 し ま す。

記

1. 新 潟 市 景 観 計 画 特 別 区 域 「信 濃 川 本 川 大 橋 下 流 沿 岸 地 区」等 の 一 部 変 更 に つ い て

意 見 な し と し ま し た。

以 上

新潟市景観計画新旧対照表

※赤字が景観計画の変更又は追加部分。下線部分は第33回景観審議会からの変更部分

変 更 案			現 行		
新 潟 市 景 観 計 画			新 潟 市 景 観 計 画		
1 景観計画区域(法第8条第2項第1号関係)			1 景観計画区域(法第8条第2項第1号関係)(略)		
2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係)			2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係) (略)		
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)			3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)		
(1) 一般区域 (略)			(1) 一般区域 (略)		
(2) 特別区域			(2) 特別区域		
ア 二葉町1丁目1区地区 (略)			ア 二葉町1丁目1区地区 (略)		
届出対象行為 (略)			届出対象行為 (略)		
景観形成基準			景観形成基準		
	対象事項	景観形成基準(行為制限)		対象事項	景観形成基準(行為制限)
建築物	意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の文化施設や古くからの建造物が醸し出す深みのあるまちなみの風情に配慮し、閑静な住宅地と調和した意匠・色彩とするよう努めること。 ●外観を常に美しく保つようその維持管理に努めること。 	建築物	意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の文化施設や古くからの建造物が醸し出す深みのあるまちなみの風情に配慮し、閑静な住宅地と調和した意匠・色彩とするよう努めること。 ●外観を常に美しく保つようその維持管理に努めること。
	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の道路と接する部分には、門灯等の照明設備を設置し、安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること。 		照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の道路と接する部分には、門灯等の照明設備を設置し、安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること。
	外構及び植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の緑化を進め、古木がある場合はこれを活かした緑豊かな空間づくりに努めること。 ●道路と接する部分は、原則として生け垣を設け、緑多いまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。 ●花を植え四季折々の楽しみを提供できるように、道路から見える位置に花壇の設置や鉢の置き場などの確保に努めること。 ●植栽された樹木等を、常にいきいきと美しく保つよう、その維持管理に努めること。 		外構及び植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の緑化を進め、古木がある場合はこれを活かした緑豊かな空間づくりに努めること。 ●道路と接する部分は、原則として生け垣を設け、緑多いまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。 ●花を植え四季折々の楽しみを提供できるように、道路から見える位置に花壇の設置や鉢の置き場などの確保に努めること。 ●植栽された樹木等を、常にいきいきと美しく保つよう、その維持管理に努めること。
工	よう	<ul style="list-style-type: none"> ●よう壁の仕上げは、石積み又は表面をツタ類で覆う等、人工的な表 	工	よう	<ul style="list-style-type: none"> ●よう壁の仕上げは、石積み又は表面をツタ類で覆う等、人工的な表

作物	壁面・法面	現を和らげ周辺と調和をしたものとするよう努めること。 ●法面は、樹木又は草花を植えるなど自然的な景観の確保に努めること。
	その他の工作物	●低層住宅地に配慮した高さや形状とし、色彩は周辺と調和したものとするよう努めること。
その他	建築物敷地以外の土地	●駐車場又は空き地等の建築物敷地以外の土地の道路と接する部分は、原則として生垣を設け、緑の連続性のあるまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。

作物	壁面・法面	現を和らげ周辺と調和をしたものとするよう努めること。 ●法面は、樹木又は草花を植えるなど自然的な景観の確保に努めること。
	その他の工作物	●低層住宅地に配慮した高さや形状とし、色彩は周辺と調和したものとするよう努めること。
その他	建築物敷地以外の土地	●駐車場又は空き地等の建築物敷地以外の土地の道路と接する部分は、原則として生垣を設け、緑の連続性のあるまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区

届出対象行為

一般区域と同じとする。

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)
建築物 配置	●河川、道路、公園など優れた地域の特性を活用するよう努めること。 ●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。 ●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して背後の街並みが見えるよう努めること。
意匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。 ●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。
高さ	●開放感のある景観となるよう、高さは50メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。 <u>(ア)平成19年4月1日時点で現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ50メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。</u> <u>(イ)都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する地域。)内の建築</u>

イ 信濃川本川大橋下流沿岸地区

届出対象行為

一般区域と同じとする。

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)
建築物 配置	●河川、道路、公園など優れた地域の特性を活用するよう努めること。 ●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。 ●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して背後の街並みが見えるよう努めること。
意匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。 ●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。
高さ	●できる限り突出感を与えないよう努めるとともに、スカイラインの連続性に配慮すること。 ●スカイラインの連続性を保つため、高さを50メートル以下とすること。

物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができると認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。

- 道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
	8以上 9以下		2以下	8以上 9以下	2以下	
上記 以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下

萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 8.5以下	—	4以上 8.5以下	—
5 Y R ～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
	8以上 8.5以下		2以下	8以上 8.5以下	2以下	
上記 以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—

色彩

色彩

- 周辺の環境や建築物との調和を図り、圧迫感や突出感を与えないようにするため、外観の基調色は、マンセル値によるものとし、彩度6以下とすること。また、明度4以上となるよう努めること。さらに、色相がR、Y R、Yの場合は彩度4以下、色相がG Y、G、B G、B、P B、P、R Pの場合は彩度2以下となるよう努めること。

	<table border="1"> <tr> <td>10R ～5Y</td> <td></td> <td>6以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> <td>4以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記 以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> <td>4以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <p>●色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くなるよう努めること。</p> <p>●<u>道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）</u>については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、<u>萬代橋ゾーン</u>の強調色については次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3以上8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5YR～5Y</td> <td>3以上8.5以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3以上8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	10R ～5Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下				8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	上記 以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下	色相	明度	彩度	無彩色	3以上8.5以下	—	5YR～5Y	3以上8.5以下	6以下	上記以外	3以上8.5以下	2以下	
10R ～5Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下																													
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下																													
上記 以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下																													
色相	明度	彩度																																	
無彩色	3以上8.5以下	—																																	
5YR～5Y	3以上8.5以下	6以下																																	
上記以外	3以上8.5以下	2以下																																	
仕上 げ材	<ul style="list-style-type: none"> ●汚れに耐え、損傷、色があせないなどの材料の使用に努めること。 ●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●汚れに耐え、損傷、色があせないなどの材料の使用に努めること。 ●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。 																																	
建築 物上 部	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。 ●屋根の形態は、街並みとの調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。 ●屋根の形態は、街並みとの調和に配慮すること。 																																	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。 ●屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。 ●壁面設備は、壁面と同一の色調とするなど建築物全体との調和に努めること。 ●排気塔や換気フード等は十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。 ●屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。 ●壁面設備は、壁面と同一の色調とするなど建築物全体との調和に努めること。 ●排気塔や換気フード等は十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。 																																	

		<ul style="list-style-type: none"> ●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込みなど、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。 ●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。 ●照明の色温度は、3000K（ケルビン）以下とするよう努めること。 ●照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。 ●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10m以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。 		
	屋外階段 ハコ ニー 等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物全体としてまとまりのある位置、意匠とするよう努めること。 ●建築物が好ましい表情を持つような形状、色彩となるよう配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物全体としてまとまりのある位置、意匠とするよう努めること。 ●建築物が好ましい表情を持つような形状、色彩となるよう配慮すること。
	附属 建築物 等	<ul style="list-style-type: none"> ●まち並みの統一感を乱さない配置に努めること。 ●建築物本体と調和するよう努めること。 ●緑化等で目立たないよう工夫すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●まち並みの統一感を乱さない配置に努めること。 ●建築物本体と調和するよう努めること。 ●緑化等で目立たないよう工夫すること。
	外構 及び 植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●道路との境界部は歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。 ●塀、柵等はデザインを工夫するとともに、色彩は周囲に溶け込むよう努めること。 ●敷地境界部は生垣による緑化の推進に努めること。 ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。 ●駐車場には植栽等により、道路等外部からの景観に配慮するよう努めること。 ●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木などにより、修景に努めること。 ●道路から直接駐車する方式は避けるよう努めること。 ●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●道路との境界部は歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。 ●塀、柵等はデザインを工夫するとともに、色彩は周囲に溶け込むよう努めること。 ●敷地境界部は生垣による緑化の推進に努めること。 ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。 ●駐車場には植栽等により、道路等外部からの景観に配慮するよう努めること。 ●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木などにより、修景に努めること。 ●道路から直接駐車する方式は避けるよう努めること。 ●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも配慮すること。
工 作 物	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の 		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観との調和に配慮し、基調色はけげばしくならないよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、周辺環境に溶け込むよう努めること。

色は、この限りでない。

みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上8.5以下	—	6以上9以下	—
5YR～5Y		4以下	6以上8未満	4以下
			8以上9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上9以下	1以下

萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上8.5以下	—	6以上8.5以下	—
5YR～5Y		4以下	6以上8未満	4以下
			8以上8.5以下	2以下
上記以外		1以下	6以上8.5以下	1以下

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上8.5以下	—	6以上9以下	—
10R～5Y		6以下	6以上8未満	4以下
			8以上9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上9以下	1以下

- 道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10m以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、萬代橋ゾーンの強調色については次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上8.5以下	—

		5 Y R ~ 5 Y	3 以上 8.5 以下	6 以下
		上記以外	3 以上 8.5 以下	2 以下
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。 		
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●法面緑化や擁壁の前部緑化などにより、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態、色彩となるよう努めること。 		

	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。 		
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●法面緑化や擁壁の前部緑化などにより、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態、色彩となるよう努めること。 		

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略)

届出対象行為 (略)

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)	
建築物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。
	配置	●通りに面する3階以上の壁面は、通り側への圧迫感を考慮し、通りから後退するよう努めること。
	形態及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的建造物が建ち並ぶまちなみの景観と調和した落ち着いた形態意匠及び色彩とすること。 ●道路から見える部分は、和の風情に配慮した形態意匠とするよう努めること。 ●屋根の形状は、勾配屋根とするなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ●木材や漆くい、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用するよう努めること。 ●道路から見える外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、無彩色(明度1から9.5まで)又は低彩度の茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土、ガラス等)本来の色彩は、この限りではない。 ●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。
建築設	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置には設置しないこと。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設	

ウ 旧齋藤家別邸周辺地区 (略)

届出対象行為 (略)

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)	
建築物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。
	配置	●通りに面する3階以上の壁面は、通り側への圧迫感を考慮し、通りから後退するよう努めること。
	形態及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的建造物が建ち並ぶまちなみの景観と調和した落ち着いた形態意匠及び色彩とすること。 ●道路から見える部分は、和の風情に配慮した形態意匠とするよう努めること。 ●屋根の形状は、勾配屋根とするなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ●木材や漆くい、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用するよう努めること。 ●道路から見える外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、無彩色(明度1から9.5まで)又は低彩度の茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土、ガラス等)本来の色彩は、この限りではない。 ●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。
建築設	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置には設置しないこと。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設	

	備等	<p>置する場合には、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させない工夫をすること。</p> <p>●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。</p>		備等	<p>置する場合には、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させない工夫をすること。</p> <p>●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。</p>		
	附属建築物等（門、塀等）	<p>●通りに面する門及び塀の主たる部分については、木材、漆くい等の伝統的な素材を用いて仕上げるよう努めること。</p> <p>●通りに面しない門及び塀も、できる限り前記の形態意匠となるよう努めること。</p> <p>●建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、道路境界線沿いに門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保するよう努めること。</p>			附属建築物等（門、塀等）	<p>●通りに面する門及び塀の主たる部分については、木材、漆くい等の伝統的な素材を用いて仕上げるよう努めること。</p> <p>●通りに面しない門及び塀も、できる限り前記の形態意匠となるよう努めること。</p> <p>●建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、道路境界線沿いに門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保するよう努めること。</p>	
	外構	<p>●敷地内に既存の庭がある場合は、できる限り保全及び活用すること。</p> <p>●屋外駐車スペースを設ける場合は、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣、板塀、格子戸等による目隠し修景に努めること。</p> <p>●ゴミ集積場、駐輪場等を設置する場合は、通りからの見え方に配慮した配置とし、適正な修景を行うこと。</p> <p>●前面道路に門や塀を設けない場合は、生垣等の緑化に努めること。</p>				外構	<p>●敷地内に既存の庭がある場合は、できる限り保全及び活用すること。</p> <p>●屋外駐車スペースを設ける場合は、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣、板塀、格子戸等による目隠し修景に努めること。</p> <p>●ゴミ集積場、駐輪場等を設置する場合は、通りからの見え方に配慮した配置とし、適正な修景を行うこと。</p> <p>●前面道路に門や塀を設けない場合は、生垣等の緑化に努めること。</p>
	その他	<p>●屋外照明については、まちなみの景観に調和するものとし、過剰な光量としないこと。</p> <p>●敷地内に歴史的な建造物などがある場合は、積極的にこれらを活かすこと。</p>					その他
工作物	高さ	<p>●敷地地盤面から12メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。</p> <p>●周囲の建築物より突出したものとし、しないこと。</p>					高さ
	形態意匠及び色彩	<p>●まちなみの景観と調和する形態意匠及び色彩とすること。</p> <p>●仕上げ材は、まちなみの景観と調和するような修景措置を施すよう工夫すること。</p> <p>●色彩は、マンセル値によるものとし、まちなみの景観と調和を保つよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。</p>					形態意匠及び色彩
	自動販売機	<p>●自動販売機は、通りから見える場所に設置しないこと。</p>					自動販売機

木竹	<ul style="list-style-type: none"> ● 塀越しに見える黒松など、既存の樹木を活用しつつ、道路沿いに高木を配置するなどまちなみの演出に努めること。 ● 通りから見える樹木の樹種は、区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定すること。 ● 樹高5メートルを超える樹木を伐採しないよう努めること。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うこと。
----	---

注 通りとは、市道中央3-11号線をいいます。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略)

届出対象行為 (略)

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築、改築、移転又は改修については、既存の高さ及び階数を超えないこと。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面を道路境界に揃え、壁面の連続性を維持するよう努めること。 ● 道路に面する3階以上の壁面は、道路側への圧迫感を軽減するよう、道路から90センチメートル以上後退するよう努めること。
建築物 形態意匠及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建築物については、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合や歴史的建築物以外の建築物については、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。 ● 歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ● 道路から見える外壁の色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色(明度2から6まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とすること。強調色(アクセントカラー)については色相を限定せず、彩度4以下、明度2から8までとし、強調色を使用する面積(複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積)は、使用する壁面の10分の1以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ● 外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。 ● 木材や漆くい、石、日本瓦等の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材を積極的に用いるよう努めること。 ● 外部に面する建具は、木製を基本とし、アルミ等他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。 ● 歴史的建築物の屋根形状については、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原するよう努めること。歴史的建築物以外の建築物の屋根形状については、二方向以上に流れる勾配屋

木竹	<ul style="list-style-type: none"> ● 塀越しに見える黒松など、既存の樹木を活用しつつ、道路沿いに高木を配置するなどまちなみの演出に努めること。 ● 通りから見える樹木の樹種は、区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定すること。 ● 樹高5メートルを超える樹木を伐採しないよう努めること。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うこと。
----	---

注 通りとは、市道中央3-11号線をいいます。

エ 旧小澤家住宅周辺地区 (略)

届出対象行為 (略)

景観形成基準

対象事項	景観形成基準(行為制限)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地地盤面から12メートル以下、かつ、3階建て以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築、改築、移転又は改修については、既存の高さ及び階数を超えないこと。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面を道路境界に揃え、壁面の連続性を維持するよう努めること。 ● 道路に面する3階以上の壁面は、道路側への圧迫感を軽減するよう、道路から90センチメートル以上後退するよう努めること。
建築物 形態意匠及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建築物については、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合や歴史的建築物以外の建築物については、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。 ● 歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ● 道路から見える外壁の色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色(明度2から6まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで)とすること。強調色(アクセントカラー)については色相を限定せず、彩度4以下、明度2から8までとし、強調色を使用する面積(複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積)は、使用する壁面の10分の1以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ● 外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。 ● 木材や漆くい、石、日本瓦等の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材を積極的に用いるよう努めること。 ● 外部に面する建具は、木製を基本とし、アルミ等他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。 ● 歴史的建築物の屋根形状については、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原するよう努めること。歴史的建築物以外の建築物の屋根形状については、二方向以上に流れる勾配屋

	<p>根を基本とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態は避けるよう努めること。
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した素材や色彩、意匠の目隠し等により修景するよう努めること。 ●太陽光発電設備を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。 ●屋外照明は、過剰な光量や昼光色を避けるよう努めること。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外駐車スペースを設ける場合は、道路境界沿いに門、塀等を設置し、壁面の連続性を維持するよう努めること。

	<p>根を基本とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態は避けるよう努めること。
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した素材や色彩、意匠の目隠し等により修景するよう努めること。 ●太陽光発電設備を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。 ●屋外照明は、過剰な光量や昼光色を避けるよう努めること。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外駐車スペースを設ける場合は、道路境界沿いに門、塀等を設置し、壁面の連続性を維持するよう努めること。

(3) 適用除外

以下に該当する文化財建造物は新潟市景観計画区域全域において景観形成基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定された建築物及び工作物
- ②文化財保護法の規定により有形文化財に登録された建築物及び工作物
- ③新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物
- ④新潟市文化財保護条例（昭和47年新潟市条例第4号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとする。
併せて、下記の特別区域については、その地域特性に合わせた配慮を行うものとする。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

(略)

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとする。
併せて、下記の特別区域については、その地域特性に合わせた配慮を行うものとする。

	地区名	配慮事項		地区名	配慮事項
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	<p>信濃川本川大橋下流沿岸地区（万代シティ広告物活用地区は除く。）においては、萬代橋や開放的な景観に調和するよう、以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋上広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上から高さ10メートル以下 ●壁面広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上から高さ10メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。） 【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。地上からの高さ10メートルを超える場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。 ●突出広告は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。 【高さ】地上からの高さ10メートル以下 		ウ	<p>歴史的まちなみのイメージに調和するよう以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非自家用広告物は設置しないこと。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 Y Rから10 Y Rまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋外広告物の上端は高さ5メートル以下とすること。 ●建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。 ●建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	<p>歴史的まちなみのイメージに調和するよう以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非自家用広告物は設置しないこと。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 Y Rから10 Y Rまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋外広告物の上端は高さ5メートル以下とすること。 ●建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。 ●建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。 		ウ	<p>歴史的まちなみのイメージに調和するよう以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非自家用広告物は設置しないこと。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度1から9.5まで）又は低彩度の茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 Y Rから10 Y Rまで、彩度4以下、明度1から8まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋外広告物の上端は高さ5メートル以下とすること。 ●建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。 ●建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。

		<ul style="list-style-type: none"> ●電柱又は街灯柱等を利用する巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告は設置しないこと。 ●野立て広告塔、野立て広告板は、総表示面積を1.6平方メートル以内、かつ1面0.5平方メートル以内とすること。 ●アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札等は設置しないこと。 			<ul style="list-style-type: none"> ●電柱又は街灯柱等を利用する巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告は設置しないこと。 ●野立て広告塔、野立て広告板は、総表示面積を1.6平方メートル以内、かつ1面0.5平方メートル以内とすること。 ●アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札等は設置しないこと。
エ	旧小澤家住宅周辺地区	<p>歴史的まちなみに調和するよう以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非自家用広告物は設置しないこと。ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。 ●1営業所等につき、総表示面積を10平方メートル以内とすること。 ●壁面広告は以下の通りとする。 【高さ】地上からの高さ4.5メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。） 【表示面積】3平方メートル以内 【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。 【その他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としてしないこと。 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。 【高さ】地上からの高さ2メートル以下 【表示面積】1平方メートル以内 【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10 	エ	旧小澤家住宅周辺地区	<p>歴史的まちなみに調和するよう以下の事項に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非自家用広告物は設置しないこと。ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く。 ●デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。 ●屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。 ●1営業所等につき、総表示面積を10平方メートル以内とすること。 ●壁面広告は以下の通りとする。 【高さ】地上からの高さ4.5メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。） 【表示面積】3平方メートル以内 【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。 【その他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としてしないこと。 ●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。 【高さ】地上からの高さ2メートル以下 【表示面積】1平方メートル以内 【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10

Y Rまで、彩度4以下、明度2から6まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。

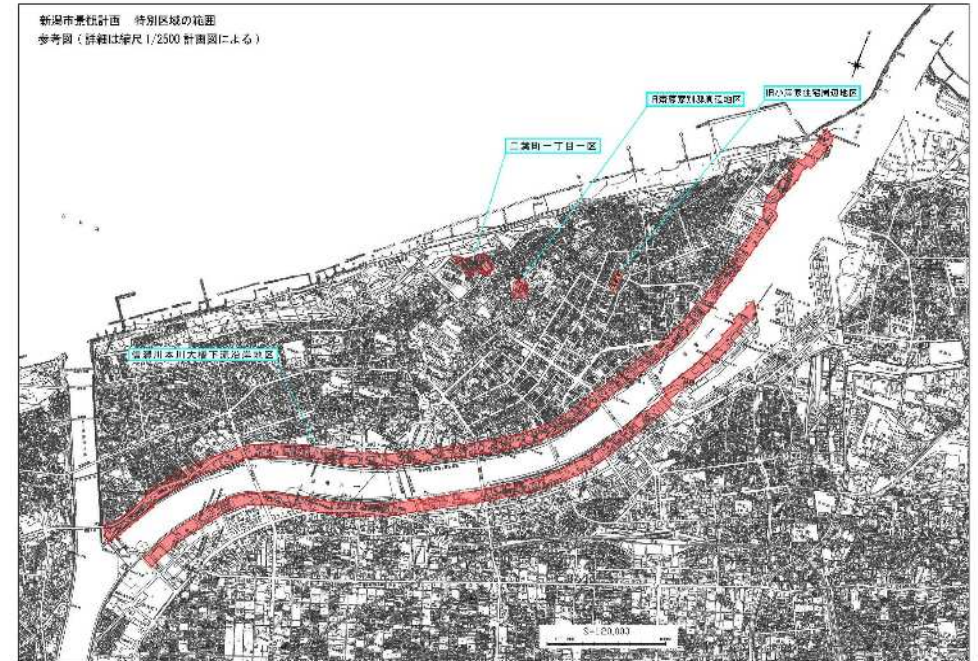
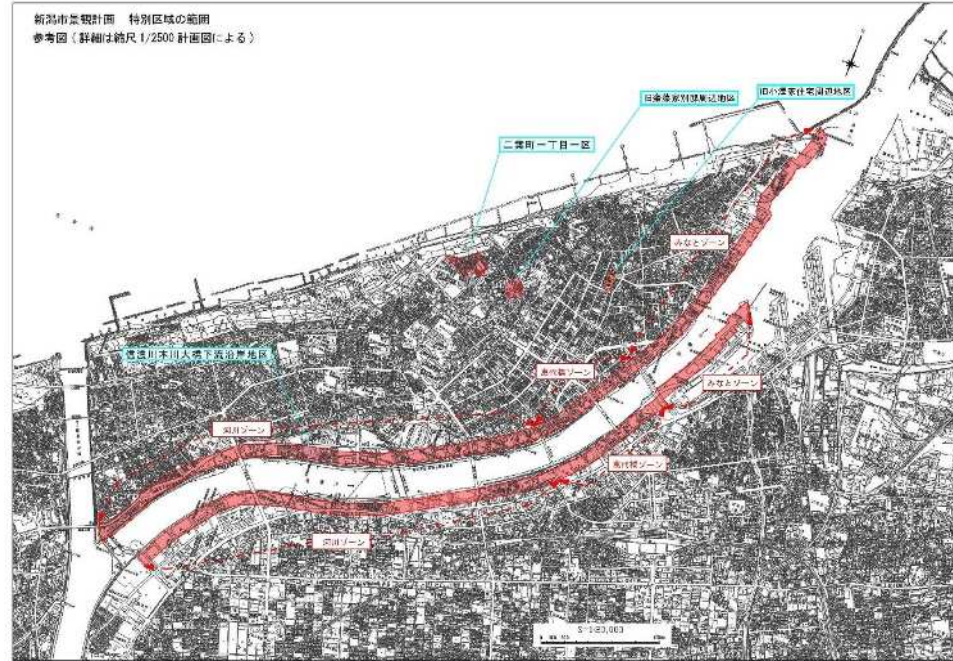
● 広告幕は以下の通りとする。

【大きさ】幅3メートル以下、長さ3メートル以下

Y Rまで、彩度4以下、明度2から6まで)とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材(石、木、土等)本来の色彩は、この限りではない。

● 広告幕は以下の通りとする。

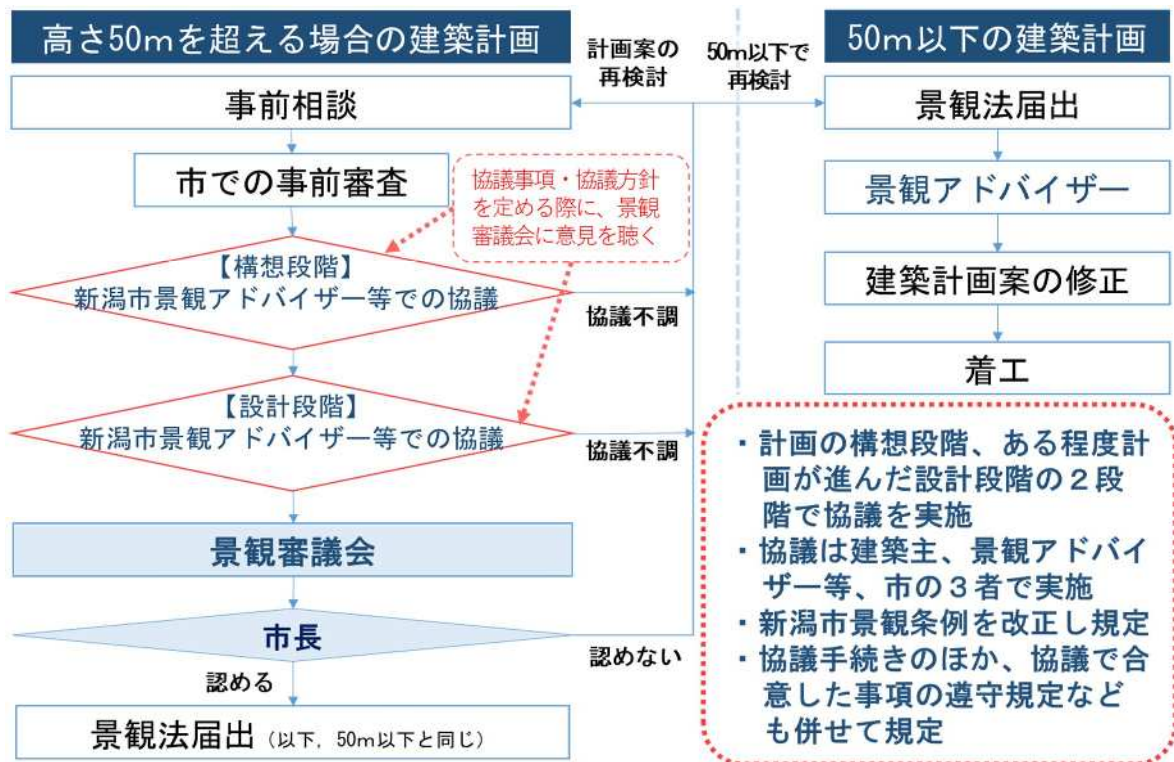
【大きさ】幅3メートル以下、長さ3メートル以下



新潟市景観条例の一部改正案及び今後の流れについて

1 新潟市景観条例の改正案について

(1) 改正案の概要



協議に関して以下の規定を定めます。

- ① 協議を行う対象を、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」のうち、都市再生緊急整備地域内の建築物で、高さ50メートルを超える建築物とし、構想段階と設計段階と2回の協議を行います。
- ② 協議にあたり、市長は、あらかじめ景観審議会に意見を聴いて協議事項等を定め建築主に通知し、建築主はこの協議事項等に対する対応を市長に届け出ます。
- ③ 協議は市と新潟市景観アドバイザー等の専門家と建築主の3者で行います。
- ④ 市長は、景観審議会に意見を聴いて、デザイン等の基準を定め又は変更などを行います。
- ⑤ 協議が整った場合又は協議が整わず建築主から協議終了の申出があった場合に協議を終了し、協議結果を通知します。
- ⑥ 建築主は協議結果を遵守しなければなりません。
- ⑦ 協議結果の合意事項を変更する場合は再度、協議を行います。

(2) 改正案

① 新潟市景観条例の改正案

第3章 景観の形成等

第1節 信濃川本川大橋下流沿岸地区における事前協議

(事前協議の対象区域等)

第6条の2 新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）に定める特別区域のうち信濃川本川大橋下流沿岸地区内（以下「信濃川本川大橋下流沿岸地区」という。）において、法第16条第1項又は第5項後段の規定による通知が必要な行為を行おうとする者のうち、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内の建築物で、高さ50メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転を行おうとする者は、構想段階（設計図書の作成に着手する前で、高さや床面積、配置等の事業計画の修正が可能な段階をいう。）及び設計段階（設計図書の作成に着手した日から規則で定める日までの段階をいう。）において、良好な景観の形成に関する事項について市長と協議（以下、構想段階及び設計段階の協議を併せて「事前協議」という。）しなければならない。

- 2 事前協議を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に申出なければならない。
- 3 市長は、事前協議の申出があったときには、協議する事項及び協議の方針等を定め、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた者は、書面により、事前協議において協議する事項等に対する対応を届出なければならない。
- 5 市長は、第3項の協議する事項及び協議の方針等を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(デザイン等の基準)

第6条の3 市長は、前条第1項の事前協議に関して、建築物のデザイン等の基準を定めることができる。

- 2 市長は前項のデザイン等の基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(専門家の関与)

第6条の4 市長は、事前協議の申出があった場合において、専門的知識を有する者等を交えた協議の場を設けなければならない。この場合において、当該申出をした者は、当該協議の場に参加しなければならない。

(協議の終了等)

第6条の5 事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

- (1) 協議が調ったとき。
- (2) 協議が調わないこととなった場合において、当該申出をした者が市長に協議を終了するよう書面により申出たとき。

- 2 市長は、事前協議が終了したときは、当該申出をした者に対し、当該協議の結果を書面(以下「協議結果通知書」という。)により通知するものとする。

(協議結果の遵守)

第6条の6 事前協議の申出をした者は、協議結果通知書に記載された市長との合意事項に従い、当該行為に関する工事を行わなければならない。

(協議結果内容の変更等)

第6条の7 事前協議の申出をした者は、第6条の5第2項に規定する協議結果通知書に記載された市長との合意事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議(以下「変更協議」という。)を行おうとする者は、市長に対し、書面により変更協議の申出をしなければならない。
- 3 前3条の規定は、変更協議について準用する。この場合において、第6条の5第2項中「協議結果通知書」とあるのは「変更協議結果通知書」と、前条中「当該行為に関する工事」とあるのは「当該行為に関する工事のうち次条第1項による協議を要する部分」と読み替えるものとする。

② 新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則の改正案

(設計段階の定義)

第3条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める日は、法第16条第1項の規定により届出をしようとする日の180日前とする。

(事前協議の申出)

第3条の3 条例第6条の2第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した協議書により行うものとする。

- (1) 申出者、設計者及び代理者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 当該行為の概要
- (3) デザイン等の基準に対する考え方
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の協議書には、協議の段階の区分に応じ次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 構想段階

- ア 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示する図書
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物の位置を表示する図書
- エ 建築物の規模に係る図書
- オ 当該敷地及び建築物のゾーニングに係る図書
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(2) 設計段階

- ア 当該敷地の位置及び周辺の状況を表示する図書
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物の位置を表示する図書
- エ 平面図
- オ 建築物の彩色が施された二面以上の立面図
- カ 断面図
- キ 外構図
- ク 彩色が施された完成予想図
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(事前協議終了の申出)

第3条の4 条例第6条の5第1項第2号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

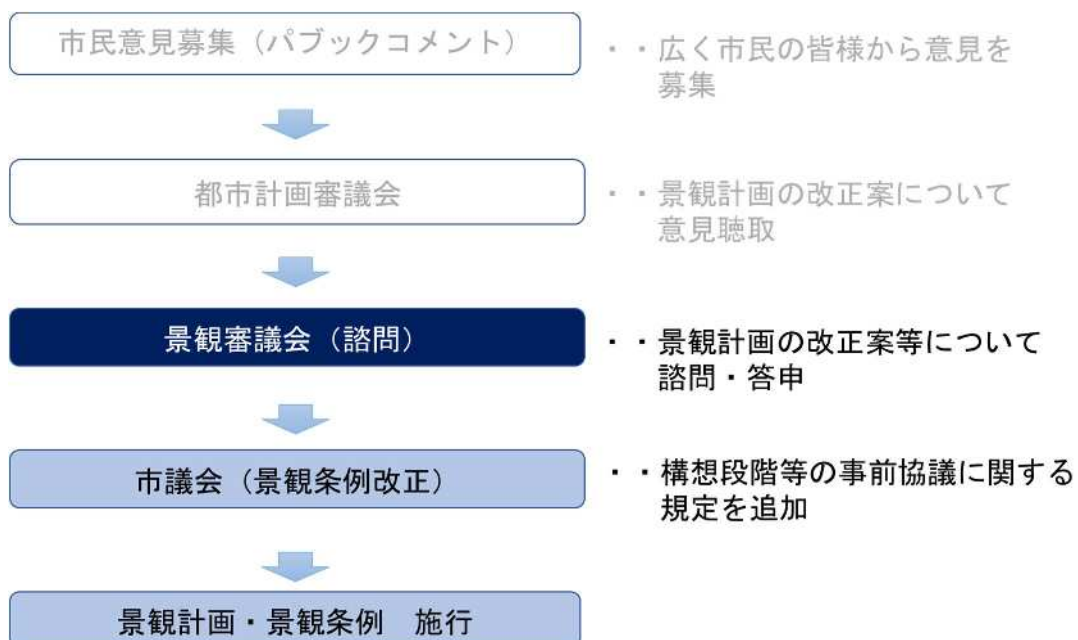
- (1) 申出者、設計者及び代理者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 協議事項のうち、調わないこととなった事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(変更協議の申出)

第3条の5 条例第6条の7第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 申出者、設計者及び代理者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 変更する合意事項
- (3) 変更の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 今後の流れについて



議案第2号・第3号 補足説明資料

【議案第2号】

新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）の変更について

【議案第3号】

新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更について

1

(参考)パブリックコメントの結果について

(1) 募集する案の内容

- ・ 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）の変更案
- ・ 屋外広告物条例の適用除外の変更案

(2) 募集期間

令和5年6月28日～令和5年7月27日

(3) 広報手段

市報にいがた、市ホームページ、各区役所等での配布

(4) ご意見の提出状況

意見提出者数：0名 意見数：0件

2

議案第2号

新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)の変更について

禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)範囲の変更案

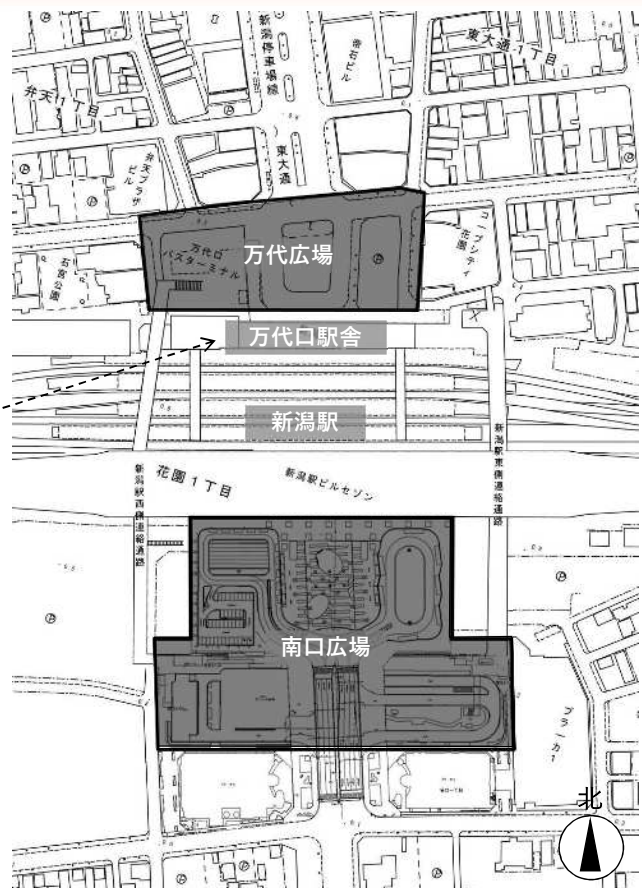
新潟駅前広場及びその周囲 (現状)

市の玄関口として良好な景観の形成を図るため、禁止地域に指定

現在、旧万代口駅舎は解体済

凡例

■ : 現在禁止地域指定されている範囲



禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)範囲の変更案

新潟駅前広場及びその周囲 (変更案)

第34回審議会から修正なし

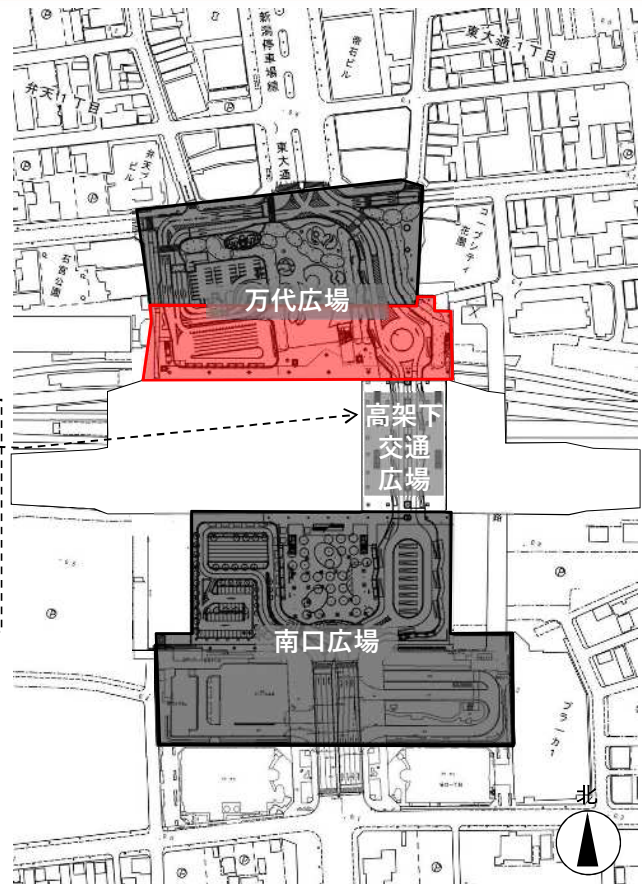
新たに整備される広場部分を禁止地域
範囲に追加

高架下交通広場(新潟駅バスターミナル)

：駅舎ピロティ外壁面は許可地域内で
商業施設の賑わいのために広告が
必要な空間
→禁止地域には含めない

凡例

- ：現在禁止地域指定されている範囲
- ：新たに追加する範囲



5

今後の流れ

議案第2号

禁止地域の変更 (告示の改正)

景観審議会 (諮問)

告示改正施行 (一部広場)

告示改正施行 (残り広場)

議案第3号

適用除外の変更 (条例の改正)

景観審議会 (諮問)

条例改正 (市議会)

条例施行

※万代広場の段階的な供用開始に合わせて施行

6

議案第3号

新潟市屋外広告物条例第10条の規定による 適用除外の変更について

7

適用除外の規定の追加概要(案)

改正で追加する適用除外の規定一覧

赤字：第34回審議会からの修正点

	適用除外する広告物	改正前	改正後
(1)	公益上必要な案内板等 エリアマネジメント広告	禁止地域・禁止物件では 広告物掲出不可	景観審議会の意見を聴いて、 市長が認めたもの ↓ 掲出可 (禁止地域・禁止物件の適用除外)
(2)	景観重要建造物 景観重要樹木 (以下、景観重要建造物等)	禁止物件のため 広告物掲出不可	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・1物件あたり5㎡以内 ・当該建造物及び樹木と調和 ↓ 掲出可 (禁止物件の適用除外)
(3)	禁止地域・禁止物件・規格基準に適合しないが、 特に良好な景観の形成に 寄与する広告物	禁止地域・禁止物件・規格基準に適合していないため 掲出不可	景観審議会の意見を聴いて、 市長が認めたもの ↓ 掲出可 (禁止地域・禁止物件・規格基準の適用除外)

8

(1) 公益上必要な案内板等の概要

公益上必要な案内板等とは

不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等



路上の公共案内板（デジタルサイネージ） バス停の時刻表（デジタルサイネージ）
（名古屋市、国土交通省資料より）

現状の規制と課題（改正の背景）

禁止地域・禁止物件では、当該案内板等に広告の掲出は**不可**



観光庁のビジョンにて、**多言語対応による情報発信の推進**が示される



デジタルサイネージ型を主とした公益上必要な案内板等の設置を促進

9

(1) エリアマネジメント広告の概要

エリアマネジメント広告とは

公共空間等を利用して広告物を表示し、
得られた広告料収入をエリアマネジメント
活動財源に充てるためのもの



大阪市：エリアマネジメント広告例

現状の規制と課題（改正の背景）

禁止地域・禁止物件では、エリアマネジメント広告の掲出は**不可**



内閣府の基本方針にて、**エリアマネジメント団体の持続的活動**が求められる



公共空間等に掲出した広告料収入の一部を団体の財源に充てることで、
持続的なエリアマネジメント活動を推進

10

(1) 公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告の適用除外の規定(案)

赤字：第34回審議会からの修正点

条例第10条の2 第1項、第2項(適用除外の特例許可)

市長は、新潟市景観審議会に意見を聴いて、下記のものとして認めるとき、**[禁止地域]**・**[禁止物件(一部)]**の規定にかかわらず、許可することができる。

- ・公益上必要な案内板等の場合：**案内板等の設置・管理費用**
- ・エリアマネジメント広告の場合：**地域の公共的な取組等の費用**に広告料収入の全部又は一部を充てるもの

【禁止地域・禁止物件の適用除外範囲】 (国のガイドライン同様)

	公益上必要な案内板等	エリアマネジメント広告
禁止地域	・全域	・全域
禁止物件	・街灯柱 ・路上変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ・よう壁の類 ・電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの ・路上変圧器 ・送電塔、送受信塔及び照明塔 ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 ・銅像、神仏像及び記念碑の類 ・景観重要建造物及び景観重要樹木

11

(2) 景観重要建造物等の概要

景観重要建造物等とは

地域の景観形成上重要な建造物や樹木を市長が指定し、**地域の個性ある景観づくりの核**として保全を図るもの

現状の規制と課題 (改正の背景)

景観重要建造物等



禁止物件のため、原則、**屋外広告物の掲出不可**



一方で、**建造物等を活用して店舗を営業**するためには**広告物は必要**



【国の屋外広告物条例ガイドライン】

景観重要建造物等へ**広告物を設置する場合の基準**

「**自家用広告物で概ね5㎡以下の広告物で周囲の景観と調和したもの**」
とすることが望ましい

(2) 景観重要建造物等の適用除外の基準(案)

赤字：第34回審議会からの修正点

施行規則 別表2(適用除外の基準)

以下の要件を全て満たす広告物は、**[禁止物件]**の適用を除外

- (1) 自己の店名や商標、営業内容等を表示する**広告物**であること
- (2) 1物件につき**5㎡以内**であること
- (3) 当該建造物等と**調和したものであること**



(参考：旧片桐家住宅主屋の屋外広告物設置状況)

13

(3) 特に良好な景観の形成に寄与する広告物

第34回審議会から新規追加要素

第34回審議会での意見

「特に良好な景観に寄与する広告物であれば、**5㎡超でも認めるべき**では」
(景観重要建造物等の適用除外の基準案に対するご意見)

現状の規制と課題

禁止地域・禁止物件・規格基準の規定



特例的に認める緩和措置なし



一方で、特に良好な景観に寄与する広告物や特にやむを得ない広告物であれば認められるべき

(景観重要建造物等のみならず、市内に掲出する広告物に言える)



【国の屋外広告物条例ガイドライン】

「広告物が許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、審議会の議を経て許可することができる」

14

(3)特に良好な景観の形成に寄与する広告物の適用除外の規定(案)

第34回審議会から新規追加要素

市内に掲出する広告物であって、[禁止地域]・[禁止物件]・[規格基準]の規定に適合していなくとも、**特に良好な景観の形成に寄与する又は公益上その他の理由によりやむを得ない広告物等**で景観上支障がないと認められるもの



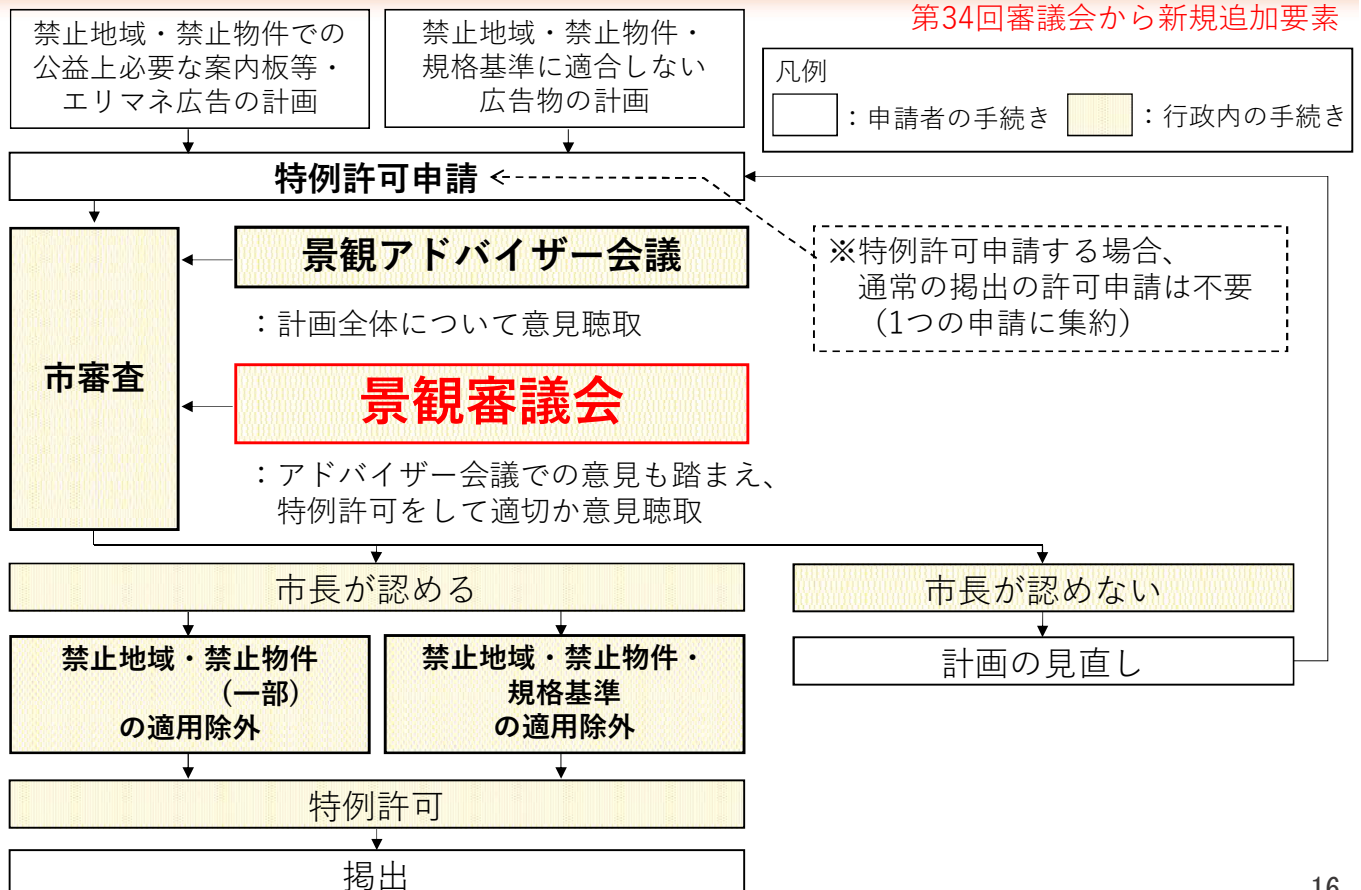
条例第10条の2 第3項(適用除外の特例許可)

市長は、**新潟市景観審議会に意見を聴いて**、上記のものとして認めるときは、**[禁止地域]・[禁止物件]・[規格基準]**の規定にかかわらず、許可することができる。

15

(参考)特例許可申請（景観審議会に意見を聴く場合）の手続きフロー(案)

第34回審議会から新規追加要素



16

(参考)景観審議会に意見を聴く場合の審議の視点(案)

第34回審議会から新規追加要素

設置される地域や物件により確認する観点が異なるため、定性的な項目を確認

確認項目	公益上必要な案内板等	エリアマネジメント広告	特に良好な景観に寄与する広告
公益性・社会貢献への配慮事項 地域のまちづくりへ還元されているか 地域のイメージアップや活性化につながるか 等	○	○	○
広告物の意匠上の配慮事項 素材や色彩など広告物自体のデザイン性 大きさの統一や情報の絞込み 等	○	○	○
周囲の景観への配慮事項 設置する壁面等との調和や周辺との調和 道路等からの見え方の検討 等	○	○	○
公衆への危害防止の配慮事項 広告物等の構造及び設置方法 禁止物件に設置する場合の構造上の安全性の確認 等	○	○	○
設置・維持管理に要する費用に関する資金計画 広告料収入の全部又は一部が充てられているか	○		
地域における公共的な取組に要する費用に関する資金計画 広告料収入の全部又は一部が充てられているか		○	

17

今後の流れ

議案第2号

禁止地域の変更 (告示の改正)

景観審議会 (諮問)

告示改正施行 (一部広場)

告示改正施行 (残り広場)

議案第3号

適用除外の変更 (条例の改正)

景観審議会 (諮問)

条例改正 (市議会)

条例施行

※万代広場の段階的な供用開始に合わせて施行

18

改正(案)	現行
<p>新潟市屋外広告物条例(平成7年条例第59号)</p> <p>(許可)</p> <p>第3条 本市において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。ただし、第10条の2に規定による第1項の許可を受けようとする者及び規則で定める行為に該当しないものは、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 次に掲げる広告物等については、第3条、第7条、第8条及び第14条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第8条第1項第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>新潟市屋外広告物条例(平成7年条例第59号)</p> <p>(許可)</p> <p>第3条 本市において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。ただし、及び規則で定める行為に該当しないものは、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 次に掲げる広告物等については、第3条、第7条、第8条及び第14条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第8条第1項第8号又は第9号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの</p>

(2) 前号に掲げるもののほか、第8条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

(適用除外の特例許可)

第10条の2 市長は、規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理に要する費用の全部又は一部に充てるものと認めるときは、第7条及び第8条第1項第5号(街灯柱に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

2 市長は、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を規則で定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものと認めるときは、第7条及び第8条(第1項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号(路上変圧器に係る部分を除く。))を除く。)の規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

3 市長は、特に良好な景観の形成に寄与する広告物等又はその表示若しくは設置が公益上その他の理由によりやむを得ない広告物等で景観上支障がないものと認めるときは、第6条から第8条までの規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

(審議会)

第27条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 第10条の2の規定により、第3条第1項又は第4条第1項の許可をし

(2) 前号に掲げるもののほか、第8条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

(審議会)

第27条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4) 省略

ようとするとき。

- (6) 第13条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (7) 第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。
- (8) 第14条第8項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

- (5) 第13条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (6) 第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。
- (7) 第14条第8項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

改正（案）	現行
<p>新潟市屋外広告物条例施行規則（平成8年条例第17号）</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者（次項及び第5項に掲げる者を除く。）及び条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者（第5項に掲げる者を除く。）は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 条例第10条の2の規定により、条例第3条第1項及び条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2号の3による屋外広告物特例許可申請書に第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>6 第2項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、条例第3条第5項の規定による管理する者が点検し、作成しなければならない。</p> <p>7 条例第3条第1項並びに条例第4条第1項及び第2項の規定による許可の通知は、その許可を受けようとする者に、屋外広告物許可申請書の副本を添えて、別記様式第3号による屋外広告物許可書を交付することにより行う。</p> <p>（公益上必要な施設又は物件）</p> <p>第12条の2 条例第10条第6項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げるものとする。</p>	<p>新潟市屋外広告物条例施行規則（平成8年条例第17号）</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者（次項に掲げる者を除く。）及び条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第2項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、条例第3条第5項の規定による管理する者が点検し、作成しなければならない。</p> <p>6 条例第3条第1項並びに条例第4条第1項及び第2項の規定による許可の通知は、その許可を受けようとする者に、屋外広告物許可申請書の副本を添えて、別記様式第3号による屋外広告物許可書を交付することにより行う。</p>

(1) 案内板、公共掲示板

(2) 前号に掲げるものに類するもので、市長が認めるもの

(地域における公共的な取組)

第12条の3 条例第10条第7項の規則で定める地域における公共的な取組は、次に掲げるものとする。

(1) 道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理

(2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理

(3) 防犯又は防災活動

(4) 地域の活性化等に資する催しの開催（街なかの安全点検に係るものを含む。）

(5) 前各号に掲げるものに類するもので、市長が認めるもの

改正（案）				現行			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個		(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個	
	表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内			表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条（禁止地域）における基準	条例第7条（禁止地域）以外における基準	(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条（禁止地域）における基準	条例第7条（禁止地域）以外における基準
	表示個数（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「簡易広告物」という。）に係るものを除く。）	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内		表示個数（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「簡易広告物」という。）に係るものを除く。）	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内		表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内		表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内		道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内
	その他	ア けい光塗料又	けい光塗料又は反射塗料を使用		その他	ア けい光塗料又	けい光塗料又は反射塗料を使用

		は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	しないこと。
(3) 条例第 10 条第 2 項第 2 号に掲げる広告物等	表示個数	1 団の土地又は 1 物件につき 2 個以内	
	表示面積	合計 10 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(4) 条例第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第 10 条第 3 項に掲げる広告物等	表示面積	1 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等	表示面積	景観重要建造物及び景観重要樹木については、1 物件につき 5 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 景観重要建造物及び景観重要樹木については、当該建造物及び樹木と調和したものであること。	

		は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	しないこと。
(3) 条例第 10 条第 2 項第 2 号に掲げる広告物等	表示個数	1 団の土地又は 1 物件につき 2 個以内	
	表示面積	合計 10 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(4) 条例第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第 10 条第 3 項に掲げる広告物等	表示面積	1 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	

改正 (案)

現行

別記様式第2号の3 (第2条関係)

(その1)

屋外広告物特例許可申請書 (新規・変更)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

住所 (法人にあつては 〒

所在地)

氏名 (法人にあつては

名称及び代表者の氏

名)

電話番号

管理者

住所 〒

氏名

電話番号

資格の名称

次のとおり申請します。

表示又は設置場所	新潟市		用途地域				
広告物の種類		数量					
主な表示内容							
自家用の該当	有無	自家用の場合、既存広告の合計表示面積 m ²					
表示面積等	縦	横	1枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計の面積
	m	m	m ²			m	m ²

表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施工者住所			
工事施工者氏名			
工事施工者電話		屋外広告業登録番号	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
建築基準法による 工作物確認	有申請中 不要	道路法による 占用許可	有申請中 不要
	申請年月日 確認番号		申請年月日 許可番号
許可番号		許可年月日	年 月 日
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
主な変更内容			
※手数料金額			

注 ※印欄には記入しないで下さい。

(その2)

申請対象広告物	<p>該当する項目すべてに○印を付けてください。</p> <p>1 条例第10条の2第1項に規定する広告物等</p> <p>2 条例第10条の2第2項に規定する広告物等</p> <p>3 条例第10条の2第3項に規定する広告物等</p>
条例第10条の2第1項に規定する広告物等の場合	
設置・維持管理に要する費用に関する資金計画	<p>広告料収入の全部又は一部を設置・維持管理に要する費用に充てていることが分かる資金計画を記載してください。</p>
条例第10条の2第2項に規定する広告物等の場合	

<p>地域における公共的な取組に要する費用に関する資金計画</p>	<p>広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組に要する費用に充てていることが分かる資金計画を記載してください。</p>	
<p>条例第 10 条の 2 第 3 項に規定する広告物等の場合</p>		
<p>適用除外を受ける規定</p>	<p>該当する項目すべてに○印を付けてください。</p> <p>1 条例第 6 条（規格） 適用除外を受ける基準を記載してください。</p> <p>()</p> <p>2 条例第 7 条（禁止地域） 表示又は設置が禁止されている地域又は場所を記載してください。</p> <p>()</p> <p>3 条例第 8 条（禁止物件） 表示又は設置が禁止されている物件を記載してください。</p> <p>()</p>	
<p>注 記載欄が不足する場合は別紙として添付してください。</p>		
<p>(その 3)</p>		
<p>チェックシート</p>		
<p>確認項目</p>	<p>確認項目についての説明を記載してください</p>	

<p>公益性・社会貢献への 配慮事項</p>		
<p>広告物の意匠上の 配慮事項</p>		
<p>周囲の景観への配慮事 項</p>		
<p>公衆への危害防止の配 慮事項</p>		
<p>注 記載欄が不足する場合は別紙として添付してください。</p>		

新潟市屋外広告物条例（現行）

新潟市屋外広告物条例

平成7年12月26日

条例第59号

目次	改正
第1章 総則（第1条・第2条）	平成12年10月2日条例第73号
第2章 広告物等の制限（第3条－第12条）	平成13年7月2日条例第28号
第3章 広告物活用地区等（第13条・第14条）	平成15年3月25日条例第24号
第4章 管理、監督等（第15条－第21条）	平成16年12月24日条例第121号
第5章 屋外広告業（第22条－第25条）	平成17年3月18日条例第23号
第6章 雑則（第26条－第29条）	平成17年9月30日条例第104号
第7章 罰則（第30条－第35条）	平成18年3月27日条例第31号
附則	平成19年3月26日条例第43号
	平成21年7月7日条例第42号
	平成24年3月16日条例第35号
	平成29年3月22日条例第14号
	令和3年3月26日条例第13号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業（法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の制限

（許可）

第3条 本市において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

- 3 第1項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付すことができる。
- 4 第1項の規定による許可の期間は、3年を超えることができない。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を管理する者を定めなければならない。ただし、規則で定める広告物等を管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める行為に該当しないものは、この限りでない。
- 7 市長は、前項に規定する協議があった場合において、第2条の規定に適合しないと認められるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(変更及び継続の許可)

- 第4条** 前条の規定による許可を受けた者が、当該広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造の場合は、この限りでない。
- 2 前条の規定による許可を受けた者が、許可の期間が満了した後、更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
 - 3 第1項の許可及び規則で定める軽微な変更又は改造については前条第2項から第7項まで、前項の許可については前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(管理者等の変更)

- 第5条** この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者（以下「管理者等」という。）が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規格の設定)

- 第6条** 次の各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定める規格に従わなければならない。

- (1) 建築物又は工作物を利用するもの
- (2) 電柱又は街灯柱等を利用するもの
- (3) 広告塔又は広告板
- (4) 道路又は鉄道等（鉄道及び軌道をいう。以下同じ。）の沿線に設置するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

（禁止地域）

第7条 次の各号に掲げる地域又は場所で市長が指定する地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び風致地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び敷地並びにその周囲若しくは同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (4) 新潟市文化財保護条例（昭和47年新潟市条例第4号）第3条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲
- (5) 道路、鉄道等及びそれらに接続する地域
- (6) 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和50年新潟市条例第3号）第7条第1項の規定により指定された保存樹林のある区域及びその周囲
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及びその周囲
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域
- (9) 河川、湖沼、海浜及びそれらの周囲
- (10) 駅前広場及びその周囲
- (11) 墓地及びその周囲

（禁止物件）

第8条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島及び植樹帯
- (2) よう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め、里程標、道路元標、カーブミラー、路上信号制御機、道路情報管理施設、パーキングメーター及びこれらに類するもの

- (5) 電柱，街灯柱その他電柱の類で，市長が指定するもの
 - (6) 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト，電話ボックス及び路上変圧器
 - (8) 送電塔，送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像，神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 次の各号に掲げる物件には，はり紙，はり札等（法第 7 条第 4 項に規定するはり札等をいう。以下同じ。），広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を表示し，又は設置してはならない。
- (1) 電柱，街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識
 - (2) 地下道の上屋
 - (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの

（禁止広告物等）

第 9 条 次に掲げる広告物等については，これを表示し，又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し，たい色し，又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し，又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

（適用除外）

第 10 条 次に掲げる広告物等については，第 3 条，第 7 条，第 8 条及び第 14 条の規定は，適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し，又は設置する広告物等
 - (2) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による政治活動又は選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらを掲出する物件
 - (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し，又は設置する広告物等で，市長が公益上必要と認めるもの
 - (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し，又は設置する広告物等で，規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 講演会，展覧会又は音楽会等のためその会場の敷地内に表示し，又は設置する広告物等
 - (6) 冠婚葬祭又は祭礼等のため，一時的に表示し，又は設置する広告物等
- 2 次に掲げる広告物等については，第 3 条及び第 7 条の規定は，適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 人若しくは動物又は車両若しくは船舶等に表示し、又は設置する広告物等
 - (5) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 3 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則に定める基準に適合するものについては、第 3 条の規定は、適用しない。
- 4 規則で定める営利を目的としない広告物等については、第 3 条の規定は、適用しない。
- 5 次に掲げる広告物等については、第 8 条第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 第 8 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第 8 条第 1 項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

（経過措置）

第11条 第 7 条、第 8 条及び第 14 条の規定による市長の指定又は認定があった際、当該指定又は認定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、当該指定又は認定のあった日から 3 年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（手数料）

第12条 （略）

第 3 章 広告物活用地区等

（広告物活用地区）

第13条 市長は、第 7 条に規定する地域又は場所以外の区域で、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域（以下「広告物活用地区」という。）を指定することができる。

- 2 広告物活用地区内においては、市長が定める基準に適合した広告物等を表示し、又は

設置する場合に限り、第6条及び第8条（市長が指定する物件に係るものに限る。）の規定は、適用しない。

（広告物協定地区）

第14条 一定の区域内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、市長に対しその認定を求めることができる。

2 広告物協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的
- (2) 広告物協定の目的となる区域（以下「広告物協定地区」という。）
- (3) 広告物協定地区内の広告物等に関する基準
- (4) 広告物協定の有効期間
- (5) 広告物協定に違反があった場合の措置
- (6) その他広告物協定の実施に関する事項

3 第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定締結者に対して、技術的援助等を行うことができる。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

8 市長は、広告物協定の内容及びその運用が当該地域の景観を整備する上で適当でなくなったと認めるときは、第1項又は第3項の認定を取り消すものとする。

第4章 管理、監督等

（許可の表示）

第15条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしなければならない。

（管理義務）

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関

し補修，除却その他必要な管理を行い，常に良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第16条の2 広告物等を表示し，若しくは設置する者は広告物等を管理する者に，広告物等の本体，接合部，支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし，規則別表第2で定める簡易広告物にあっては，この限りではない。

(除却義務等)

第17条 広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれらを管理する者は，許可の期間が満了したとき，若しくは第18条の規定により許可が取り消されたとき，又は広告物等を表示し，若しくは設置する必要がなくなったときは，遅滞なく，当該広告物等を除却しなければならない。また，第11条に規定する広告物等について，同条の規定による期間が経過した場合においても，同様とする。

2 管理者等は，この条例の規定による許可に係る広告物等を除却したとき，又は滅失したときは，遅滞なく，規則で定めるところにより，その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 市長は，この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第19条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置命令等)

第19条 市長は，この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し，若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し，当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ，又は5日以上の期限を定めて，当該広告物等の改修，移転，除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は，前項の規定による措置を命じようとする場合において，当該広告物等を表示し，若しくは設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは，これらの措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし，広告物を掲出する物件を除却する場合においては，期限を定め，これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは，自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 前項の期限は，告示の日から起算して5日を経過する日以後としなければならない。ただし，公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは，この限りでない。

(広告物等を保管した場合の公示)

- 第19条の2 (略)
(広告物等を保管した場合の公示の方法)
- 第19条の3 (略)
(保管した広告物等の売却等)
- 第19条の4 (略)
(広告物等の価額の評価の方法)
- 第19条の5 (略)
(保管した広告物等を売却する場合の手続)
- 第19条の6 (略)
(広告物等を返還する場合の手続)
- 第19条の7 (略)
(立入検査等)
- 第20条 (略)
- (処分、手続等の効力の承継)
- 第21条 (略)

第5章 屋外広告業

- (屋外広告業の登録)
- 第22条 (略)
(登録の申請)
- 第22条の2 (略)
(登録の実施)
- 第22条の3 (略)
(登録の拒否)
- 第22条の4 (略)
(登録事項の変更の届出)
- 第22条の5 (略)
(登録簿の閲覧)
- 第22条の6 (略)
(廃業等の届出)
- 第22条の7 (略)
(登録の抹消)
- 第22条の8 (略)
(業務主任者の選任等)
- 第22条の9 (略)

(標識の掲示)

第22条の10 (略)

(帳簿の備付け等)

第22条の11 (略)

(講習会)

第23条 (略)

(登録の取消し等)

第24条 (略)

(監督処分簿の備付け等)

第24条の2 (略)

(登録手数料)

第24条の3 (略)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第25条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第6章 雑則

(告示)

第26条 市長は、第7条、第8条第1項第5号及び第13条第1項の規定による指定をしたとき、同条第2項の規定による基準を定め、又はこれらを変更したとき、並びに第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をし、又は同条第8項の規定による認定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(審議会)

第27条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第3条第2項の規定による許可の基準を設定し、又は変更しようとするとき。
- (2) 第6条の規定による規格を設定し、又は変更しようとするとき。
- (3) 第7条及び第8条の規定による指定をし、又は変更しようとするとき。
- (4) 第10条第1項第4号、第2項第1号から第3号まで及び第5項第1号並びに第13条第2項の規定による基準を設定し、又は変更しようとするとき。
- (5) 第13条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (6) 第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。
- (7) 第14条第8項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第29条 この条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第7章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第22条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第24条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第31条 第19条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第7条又は第8条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第4条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第22条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (6) 第22条の9第3項の規定に違反して休止しなかった者
- (7) 第22条の9第4項の規定に違反して休止を解除しようとする旨の届出をしなかった者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第20条第2項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第22条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第22条の10の規定に違反して標識を掲げない者
- (3) 第22条の11の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚

偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかった者

附 則 抄（略）

附 則（略）

新潟市屋外広告物条例施行規則

平成8年3月1日
規則第17号

改正 平成15年 3月25日規則第18号
平成17年 3月18日規則第105号
平成17年10月 3日規則第212号
平成18年 3月27日規則第18号
平成19年 3月26日規則第23号
平成21年 7月13日規則第62号
平成24年 3月16日規則第12号
平成24年 7月 2日規則第79号
平成27年12月 4日規則第81号
平成27年12月21日規則第82号
平成29年 3月22日規則第8号
令和3年 3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者（次項に掲げる者を除く。）及び条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 広告物等（条例第2条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置する場所及び周辺の状況を示す図面及びカラー写真
- (2) 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面又は広告物等の見本
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 既存の掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項で定める掲出物件をいう。）を用いて条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者及び条例第4条第2項の規定による広告物等の継続許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 広告物等の現況及びその周辺の状況を示すカラー写真
- (2) 別記様式第2号による屋外広告物安全点検報告書
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第6項（条例第4条第3項において同条第1項の許可及び規則で定める軽微な変更又は改造について準用する場合を含む。）の規定により市長と協議をする者は、別記様式第2号の2による屋外広告物景観事前協議申出書に第1項各号に掲げる書類を添えて市長と協議しなければならない。

4 条例第3条第6項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を1月を超えて表示し、又は設置する行為とする。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

5 第2項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、条例第3条第5項の規定による管理する者が点検し、作成しなければならない。

6 条例第3条第1項並びに条例第4条第1項及び第2項の規定による許可の通知は、その許可を受けようとする者に、屋外広告物許可申請書の副本を添えて、別記様式第3号による屋外広告物許可書を交付することにより行う。

（許可の基準）

第3条 条例第3条第2項の規定による許可の基準については、第10条を準用する。

（許可の期間）

第4条 条例第3条第4項に規定する許可の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定めるところによる。

- 1 はり紙 2月
- 2 はり札等, 広告旗, 立看板等, 広告幕及びアドバルーン 3月
- 3 前2号に掲げるもの以外のもの 3年

(資格を有する管理者の必要な広告物等)

第5条 条例第3条第5項ただし書に規定する規則で定める広告物等は, 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に規定する高さ4メートルを超える広告塔, 広告板その他これらに類する広告物等とする。

(管理者の資格)

第6条 条例第3条第5項ただし書の規則で定める資格を有する者は, 次に掲げるものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条の2第1項に規定する特種電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - (3) 屋外広告業(屋外広告物法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を営む者の営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として20年以上の経験を有するものとして市長が認定したもの
- 2 前項第3号の認定を受けようとする者は, 同号に該当することを証する書面を添えて, 市長に別記様式第4号による認定申請書を提出しなければならない。
 - 3 市長は, 前項の申請書を提出した者に対して, 第1項第3号の認定をしたときは, 遅滞なく, その旨をその申請者に通知するものとする。認定をしないときも同様とする。
 - 4 前項の規定による認定の通知は, 別記様式第4号の2による資格認定証の交付をもって行うものとする。

(取付け完了の届出)

第7条 条例第3条第1項及び条例第4条第1項の規定による広告物等の表示又は設置の許可を受けた者がその取付けを完了したときは, 別記様式第5号による屋外広告物取付け完了届出書に当該広告物等のカラー写真を添えて, 市長に提出しなければならない。ただし, はり紙, はり札等, 広告旗及び立看板等についてはこの限りでない。

(軽微な変更)

第8条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は, 次のとおりとする。

- (1) 補修又は塗装替えを行う場合
- (2) 広告物(屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)について, 形状, 大きさ及び構造が同一性を失わない程度の変更を行う場合並びに色彩, 意匠又は広告物の内容の変更を行う場合

(管理者の変更の届出)

第9条 条例第5条の規定による管理者等の変更の届出は, 別記様式第6号によるものとする。

(規格)

第10条 条例第6条に規定する規格は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの定めによるものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域について、市長が定めた規格による場合
- (3) 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

(適用除外)

第11条 条例第10条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで、同条第3項及び同条第5項第1号に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

(営利を目的としない広告物等)

第12条 条例第10条第4項に規定する規則で定める営利を目的としない広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 表示面積は、1平方メートル以内であること。
- (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(手数料の免除申請)

第13条 (略)

(許可の表示)

第14条 条例第15条の規定による許可の表示は、市長が交付する別記様式第8号による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。ただし、申請に係る広告物等がはり紙又ははり札等であるときは、当該広告物に別記様式第9号による許可証票をはり付けて行うものとする。

(点検)

第14条の2 条例第16条の2ただし書の規則で定める簡易広告物は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等とする。

(除却等の届出)

第15条 条例第17条第2項の規定による広告物等の除却及び滅失の届出は、別記様式第10号によるものとする。

(広告物等の公示場所)

第15条の2 (略)

(保管物件一覧簿)

第15条の3 (略)

(広告物等の返還)

第15条の4 (略)

(身分証明書の様式)

第15条の5 (略)

(更新の登録の申請期限)

第16条 (略)

(登録申請)

第16条の2 (略)

(登録簿)

第16条の3 (略)

(登録の通知)

第16条の4 (略)

(登録状況確認書)

第16条の5 (略)

(登録事項の変更の届出)

第16条の6 (略)

(廃業等の届出)

第16条の7 (略)

(休止の届出等)

第16条の8 (略)

(標識)

第16条の9 (略)

(帳簿の備付け等)

第16条の10 (略)

(講習会の開催等)

第17条 (略)

(講習科目の一部免除)

第18条 (略)

(監督処分簿)

第19条 (略)

附 則 (略)

別表第 1（第10条関係）

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
		高さ	15メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下 地上からの高さ48メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ15メートル以下 （自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	<p>突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）</p>	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が別表 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		道路への突出幅	1 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するもの	<p>巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）</p>	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	<p>袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。）</p>	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		突出幅	0.8 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

<p>広告塔又は広告板</p>	<p>野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。）</p> <p>（「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）</p>	<p>(1) 自家用広告物等で別表第2(2)条第10条第2項第1号に掲げる広告物等の項に掲げるものの以外のもの</p>	高さ	地上からの高さ15メートル以下	
			表示面積	30平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60平方メートル以内、かつ、1面30平方メートル以内）	
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等（新幹線を除く。以下同じ。）の敷地境界線から2メートル以上	
			その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
			<p>(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの</p>	表示個数	住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1営業所等」という。）につき2個以内
				表示面積	1個当たり2平方メートル以内 （複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、1営業所等当たり2平方メートル以内で、かつ、総表示面積10平方メートル以内）
				高さ	地上から3メートル以下
				その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

		(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ6メートル以下
			表示面積	30平方メートル以内
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から50メートル以上
			広告物相互間距離	市街化調整区域等にあつて、高速自動車道及び新幹線の敷地境界線から300メートルを超え500メートル以内のもの 300メートル以上 市街化調整区域等にあつて、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から100メートル以内のもの 50メートル以上
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アーチ広告 (「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。)		広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アドバルーン (「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。)		(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。	
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

<p>つり下げ広告 （「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。）</p>	表示面積	4平方メートル以下
	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>広告幕 （「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）</p>	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
	その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）</p>	大きさ	布状のものの幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下
	表示面積	30平方メートル以内
	個数	設置する壁面につき5個以内
	その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）</p>	表示面積	1.5平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	1.0 平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下，横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下，横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

注1 自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

2 市街化調整区域等とは、次に定める区域をいう。ただし、別に市長が指定する区域を除く。

(1) 新潟都市計画区域内の市街化調整区域

(2) 新潟都市計画区域以外で用途地域が定められていない区域

3 この表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、この表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

別表第2（第11条関係）

(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個	
	表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条（禁止地域）における基準	条例第7条（禁止地域）以外における基準
	表示個数（はり紙，はり札等，広告旗及び立看板等（以下「簡易広告物」という。）に係るものを除く。）	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内	
	表示面積	合計10平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(4) 条例第10条第2項第3号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第10条第3項に掲げる広告物等	表示面積	1平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第10条第5項第1号に掲げる広告物等	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	

新潟市告示 第 38 号

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により禁止地域及び禁止物件を次のとおり指定する。

なお、この指定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 8 年 3 月 1 日

新潟市長 長谷川 義明

1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規程に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(1) 同条第 1 項第 1 号の規定によるもの

昭和 46 年新潟県告示第 1164 号に定める白山風致地区及び新潟海浜風致地区

(2) 同条第 1 項第 2 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
旧新潟税関	緑町 3437 番 8	史跡	史跡指定地域内
旧新潟税関庁舎	緑町 3437 番 8	建造物	敷地内
新潟県議会旧議事堂	一番堀通町 3 番地 3	建造物	敷地内

(3) 同条第 1 項第 3 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
的場遺跡	的場流通 1 丁目 2 番地 1 他	史跡	史跡指定地域内

(4) 同条第 1 項第 5 号の規定によるもの

市街化調整区域等（新潟市屋外広告物条例施行規則に規定する市街化調整区域等をいう。）における、次に掲げる道路及び鉄道の敷地及びこれらの敷地境界線から両側 300 メートル以内の区域

ア 高速自動車国道の市内全区間

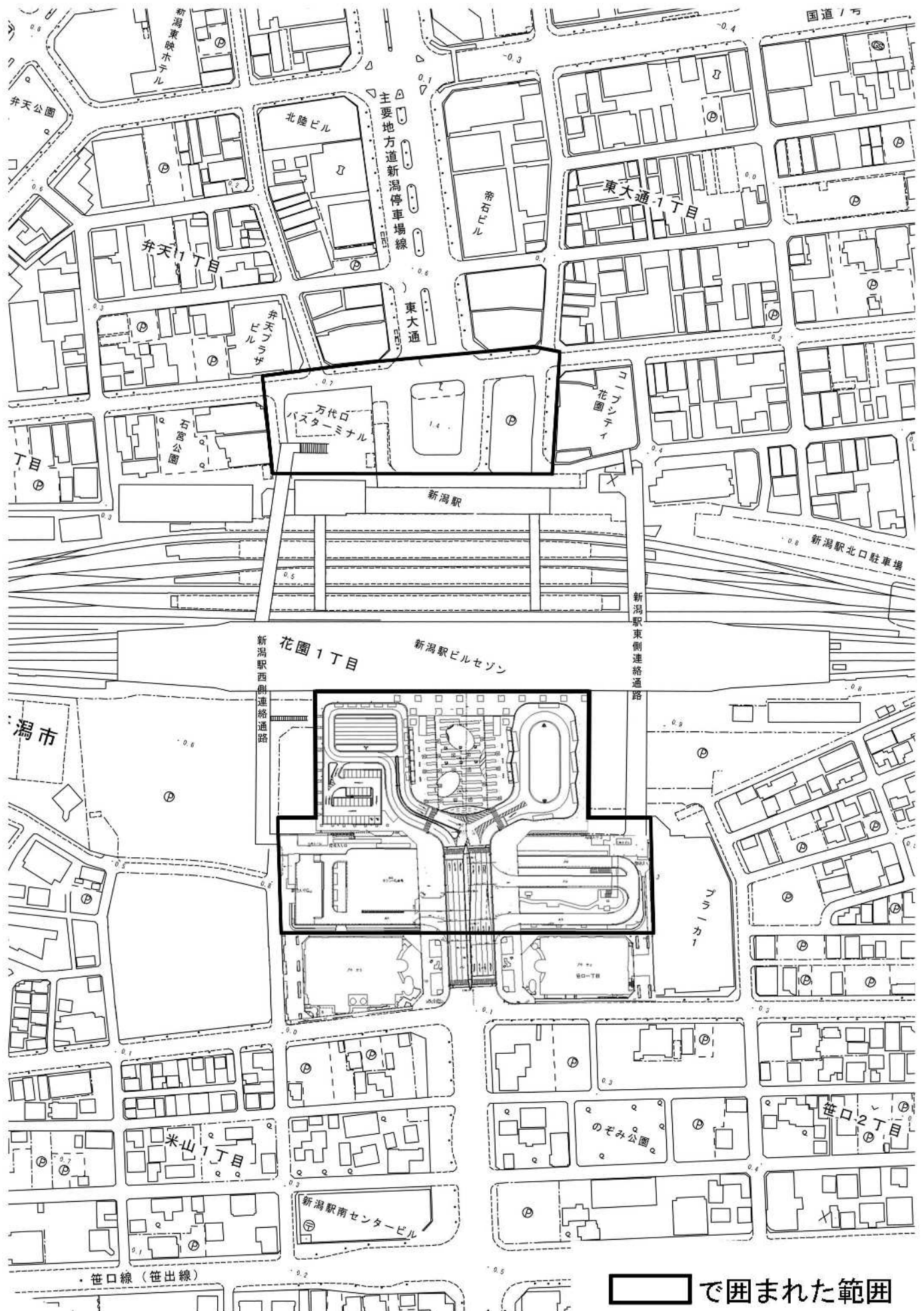
イ 上越新幹線の市内全区間（旅客営業区間に限る。）

(5) 同条第 1 項第 6 号の規定によるもの

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和 50 年新潟市条例第 3 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある区域

- (6) 同条第1項第7号の規定によるもの
新潟市都市公園条例（昭和32年新潟市条例第44号）第2条の規定により告示された都市公園
 - (7) 同条第1項第8号の規定によるもの
佐渡弥彦米山国定公園区域のうち市内に存する区域
 - (8) 同条第1項第10号の規定によるもの
別図に定める区域
- 2 新潟市屋外広告物条例第8条第5号の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない電柱、街灯柱その他電柱の類を次のように指定する。
都市計画道路新潟停車場線の区域の電柱、街灯柱その他の電柱の類

別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）



縮尺 2500分の1
-26-